

事務連絡
令和7年10月20日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

医療機関における面会について

平素より、医療機関における院内感染対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

医療機関における面会については、これまで「新型コロナウイルス感染症の対応に関する医療機関向けの啓発資料 について」（令和5年10月20日付け事務連絡）における医療機関向けの啓発資料を用いて周知してきたとおり、各医療機関において面会の重要性と院内感染対策の両方に留意しながら、患者及び面会者の体調等を総合的に考慮した上で、患者及び面会者の交流の機会を確保いただいているところです。

今般、「5学会による新型コロナウイルス感染症 診療の指針 2025」（令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業 新型コロナウイルス感染症診療の指針作成のための研究（研究代表者：長谷川直樹（日本感染症学会）））が公表され、面会の考え方が新たに示されましたので情報提供いたします。

貴部（局）におかれましては、内容について御了知の上、国民が必要な医療を安心して受けることができるよう、貴管内の医療機関等の関係者や感染症に関する情報を共有する連携協議会などを活用し、周知いただきますようお願いいたします。なお、各医会等の関係団体に対しては、弊省からも別途周知することとしておりますので、申し添えます。

以上